

商工会議所はお役に立ちます

厳しい経済環境の中、多くの中小企業者が加入し、利用しています。
商工会議所はこれからもいろいろな支援メニューで会員さんを応援します。

会員募集中!

お電話ください。
ご説明に伺います。

TEL22-0121

新津商工会議所会員の特典

- ① 金融・経営・労務・税務・記帳など各種相談が無料で受けられます。
- ② 小規模企業の方は、無担保・無保証人のマル経資金や公的融資の斡旋が受けられます。
- ③ 弁護士、司法書士・税理士等専門家の斡旋が受けられます。(初回のみ無料)。
- ④ 記帳代行、労働保険(労災保険・雇用保険)の事務代行為が低廉な料金で受けられます。
- ⑤ 当所主催のパソコンセミナー・講演会などが会員料金で参加できます。
- ⑥ インターネットプロバイダー・レンタルサーバー等が会員料金でご利用になれます。
- ⑦ 会報「にいつホットStation」をはじめ、ミニ会報「CCI Express」 会員季刊誌「インフォメーション」等各種情報資料が入手できます。「にいつホットStation」ではお店のPRができます。
- ⑧ 福利厚生のための各種共済制度に加入することができます。
- ⑨ 永年会員や永年勤続優良従業員は、日商会頭等の表彰が受けられます。
- ⑩ 商工会議所カレンダー等配布を受けられます。
- ⑪ 会議所の会員大会や新年会等各種事業、会議、青年部、女性会を通じて、異業種交流が図れます。
- ⑫ 健康診断が会員料金で受けられます。

新津商工会議所 会員の声



にいつ食の陣、
ぶち森ファミリー

(有)松坂屋
斎藤 正幸

新津商工会議所では平成19年から地域の活性化を目的に「にいつ食の陣」を開催しています。プチヴェールや里いもなど、この地域ならではの食材を使った創作料理やお菓子でお迎えし、地域が元気になってきたと思います。また、平成20年度の地域資源全国展開プロジェクトで新しい特産菓子パン「ぶち森ファミリー」も開発できました。商工会議所の諸事業は経営の励みになっています。



花のブランド化

(株)日園
片岡 道夫

新津地域は、全国有数の花卉・花木の産地です。産地のアザレア、ボタン、クリスマスローズ等の花のブランド化を図り、国内市場を初めとして極東ロシア等世界市場への販売促進の方向性を探るため新津商工会議所でJAPANブランド事業を進めています。地域産業活性化のため、商工会議所は大変役立っています。



経営相談を利用して

新潟ピアノ工房
石川 正行

商工会議所の「経営革新塾」に参加し、経営について学ぶ事ができました。それをベースに経営革新支援法の県の承認を受けましたが、これも会議所の紹介により中小企業診断士や情報支援コンサルタントなど専門家の相談を利用しました。おかげさまで今、有効な集客活動を積極的に行なえています。いろいろ相談にのってもらえるのでこれからも頼りにしています。



共済に加入して

(株)新潟エコテック
藤田 峯男

従業員の福利厚生をして商工会議所のさつき共済と特退金共済に加入しています。さつき共済は、掛金は安く、けがや病気の保障はもちろん結婚祝金や出産祝金など内容も充実していて、配当金もあり重宝しています。特退金共済は、将来の退職金の準備が計画的にでき、安心して働ける環境づくりが容易にできて、とても助かっています。



女性会に参加して

(株)土田商店
土田美津子

女性会は、会員の資質向上と地域商工業の振興や会員相互の連携を図ることを目的として、様々な事業に取り組んでおります。講演会の開催、全国大会や県内女性会合同研修会への参加、松坂流し等のイベント協力など、女性会活動を通じて各地の皆様と交流の場がもてると、また会員の皆様と親睦を深めることができることをとても喜んでおります。



青年部に参加して

(株)馬場工務所
馬場 一也

青年部会員は様々な業種の経営者もしくは後継者等であり、会の賛同され得られれば全員で力を合わせて一つの事業に取り組めます。活動を通して地元企業の繋がりが深まり、その結果、新たな協力者やお客様との出会いに繋がります。このような機会を与えてくださった商工会議所に感謝すると共に、今後も青年部活動に積極的に参加したいと思っています。

平成22年度税制改正のポイント(速報)

新政権下においても、商工会議所が要望した多くの項目が実現

1 オーナー課税の廃止

制度創設以来の「特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置(オーナー課税)の廃止」要望が実現

平成18年4月
➤➤制度創設

特殊支配同族会社が、そのオーナーに対して支給する給与の額のうち、給与所得控除分を法人段階において損金不算入とする措置

平成18年秋～21年
➤➤全国の商工会議所が制度廃止を粘り強く要望



政府税制調査会(平成21年10月27日)でオーナー課税の廃止について意見陳述する井上日商税制委員長

平成22年4月
➤➤制度廃止が実現

2 設備投資・研究開発の支援(中小企業関係の租税特別措置の延長)

「廃止」が前提といわれた中で、全国の商工会議所の強力な要望活動の結果「延長」が実現

(資本金1億円以下の法人や個人事業主等が対象)

★パソコンなどの少額投資を優遇

少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の2年延長

▷30万円未満の減価償却資産を取得した場合、資産計上せず全額損金算入(即時償却)できます(取得価額の年間合計が300万円まで)。

▷パソコンなど少額資産の取得による事業効率の向上や、償却資産の管理・申告手続等の事務負担の軽減にお役にたてます。

★設備投資を優遇

中小企業投資促進税制の2年延長

▷一定額以上の設備投資やIT投資等を行った場合、取得価額に対して特別償却(30%)または税額控除(7%)のいずれかを適用できます。

▷機械・器具など幅広い設備を対象とし、ほぼ全業種の企業に利用いただけます。

★情報化投資を優遇

中小企業等基盤強化税制の拡充(情報基盤強化税制対象設備を統合)

▷情報設備への投資(年間投資額が70万円以上)を行った場合、取得価額に対して特別償却(30%)または税額控除(7%)のいずれかを適用できます。

★研究開発を優遇

中小企業技術基盤強化税制(増加型・高水準型)の2年延長

▷試験研究を行った場合、試験研究費の12%を税額控除できます(恒久措置)。

▷今回、(A)試験研究費の増加額の5%、または(B)「売上高の10%」を上回る試験研究費を、その事業年度の法人税額から控除する、「増加型(A)」「高水準型(B)」が、それぞれ延長されます。

★実名公表を見送り

「租税特別措置透明化法案」での実名公表の見送り

▷当初案では、租税特別措置を活用した企業に対し、税務申告の際、減税額等を記した明細書の提出を求めるとともに、「減税額等が多い企業名を公表」することとされていました。

▷「企業名の公表」について、全国の商工会議所が粘り強い要望活動を行った結果、中小企業の取引関係に悪影響を与えないよう、「中小企業等名の公表は見送り」(匿名で公表)となりました。

3 中小企業の経営基盤強化の支援

★販売促進を優遇

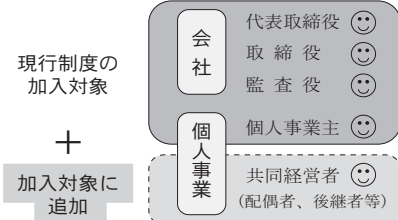
交際費の損金算入特例の2年延長

▷中小企業(資本金1億円以下の法人)は、交際費のうち600万円までは90%損金算入できます。

★経営者の役員退職金を確保

小規模企業共済制度の拡充(加入対象者に共同経営者を追加)

▷「小規模企業共済制度」の加入対象者が、現在の「小規模企業の経営者または個人事業主」に、「共同経営者(配偶者・後継者等)」が追加されます。

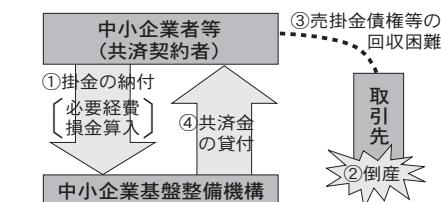


★連鎖倒産を防止

中小企業倒産防止共済制度の拡充(貸付・掛金限度額を引上げ)

▷「中小企業倒産防止共済制度」の(a)貸付限度額が引上げられるとともに、(b)損金算入できる掛金の限度額が引上げられます。

〔検討中の法改正事項(限度額の引上げ)〕
(a)3,200万円(現行) → 8,000万円
(b)掛金総額: 320万円(現行) → 800万円
掛金月額: 8万円(現行) → 20万円



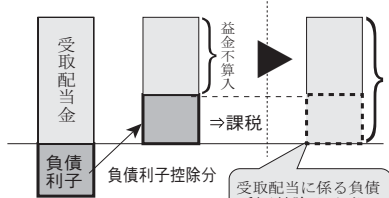
4 企業グループの支援税制の創設・拡充

★「グループ法人税制」での中小・中堅企業への配慮

所得通算を行う「連結納税制度」とは別に、今回、所得通算を行わないグループ法人(親会社と100%子会社)の税制が創設されます。

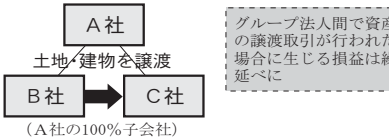
＜グループ法人税制の主な特徴＞

- ◆親会社の資本金が5億円未満の場合、その100%子会社は、中小法人特例(法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等)が維持されます。
- ◆グループ内法人の受取配当は、負債利子控除が不要となり、全額益金不算入となります。



- ◆グループ法人間で寄附を行う場合、出し手は全額損金不算入、受け手は全額益金不算入となります。

- ◆グループ内の資産(1,000万円以上の土地、建物、株等)の移転に伴う譲渡損益は繰延べとなります。(グループ内の事業再編が行いやしくなります。)



★「連結納税制度」の拡充

▷連結納税制度の開始(加入)時の、子会社の単体欠損金の持込み制限が緩和(繰越控除の対象に追加)されます。

